

令和 5 年栗山町議会定例会

1 2 月 定例会議議案

開会 令和5年12月12日

栗 山 町 議 会 議 場

令和 5 年栗山町議会定例会
1 2 月定例会議

議 事 日 程

令和 5 年 1 2 月 1 2 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 番 案 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会 務 報 告	
		②監 査 報 告	
4		行 政 報 告	
5		一 般 質 問	
6	議 案 第 3 4 号	令和 5 年度栗山町一般会計補正予算（第 8 号）	
7	議 案 第 3 5 号	令和 5 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）	
8	議 案 第 3 6 号	令和 5 年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算 （第 3 号）	
9	議 案 第 3 7 号	令和 5 年度栗山町介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）	
10	議 案 第 3 8 号	令和 5 年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）	

11	議案 第 3 9 号	令和 5 年度栗山町水道事業会計補正予算（第 1 号）	
12	議案 第 4 0 号	令和 5 年度栗山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
13	議案 第 4 1 号	栗山町森林（もり）づくり基金条例	
14	議案 第 4 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
15	議案 第 4 3 号	栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
16	議案 第 4 4 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
17	議案 第 4 5 号	栗山町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
18	議案 第 4 6 号	栗山町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
19	議案 第 4 7 号	地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	
20	議案 第 4 8 号	栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
21	議案 第 4 9 号	栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
22	議案 第 5 0 号	道央廃棄物処理組合規約の一部変更について	
23	議案 第 5 1 号	財産の取得について	
24	議案 第 5 2 号	財産の取得について	

[illegible]

会 務 報 告

10月3日	興部町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
4日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
5日	倶知安町議会総務常任委員会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
〃日	栃木県栃木市議会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
〃日	令和5年度市区町村長及び市町村議会議長総務大臣表彰式に議長が出席した。 (於 東京都)
6日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	岩見沢市開庁140年・市制施行80周年記念式典に議長が出席した。 (於 岩見沢市)
8日	第2回くりやまハーフマラソンに議長が出席した。
10日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
〃日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
11日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
12日	神奈川県藤沢市議会議会改革推進会議が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	総務教育常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	議会モニター会議を第1会議室で開催した。
13日	和歌山県美浜町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
16日	栗山町国道234号整備促進期成会役員会に議長が出席した。
16～18日	道外政務調査のため齊藤班長外5名が岡山県和気町、岡山県美咲町、岡山県高梁市に出張した。
19日	行政運営に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
20日	北海道市町村職員退職手当組合例月出納検査に議長が出席した。 (於 札幌市)
23日	栗山町表彰審議会に議長が出席した。

10月23日 ～24日	宮城県角田市議会正副議長が表敬訪問のために来町したので議長が応接した。
25日	令和5年第2回空知町村議会議長会定期総会に議長が出席した。 (於 札幌市)
26日	第31回栗山地区連合会定期総会に議長が出席した。
27日	栗山町国道234号整備促進期成会札幌要望に議長が出席した。 (於 札幌市)
29日	栗山赤十字病院施設整備事業起工式に議長が出席した。
11月2日	鶴居村議会が視察のために来町したので議長が応接した。
6日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	岐阜県東白川村議会が視察のために来町したので議長が応接した。
7日	行政運営に関する調査特別委員会を議場で開催した。
8～10日	栗山町国道234号整備促進期成会中央要望に議長が出席した。 (於 東京都)
12日	令和5年度社会福祉貢献者表彰式並びに2023ふれあい広場くりやまに議長が出席した。
13日	地方議会活性化シンポジウム2023に議長が出席した。 (於 東京都)
13～15日	議会運営委員会先進地視察のため鈴木委員長外6名が東京都福生市、神奈川県鎌倉市に出張した。
16日	清水町議会総務産業常任委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	三重県木曽岬町議会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
17日	令和5年栗山町議会議友会総会及び懇親会に議長が出席した。
18日	故勝部征矢お別れ会に議長が参列した。 (於 恵庭市)
20日	令和5年度栗山町叙勲者清風会懇親会に議長が出席した。
〃日	南空知ふるさと市町村圏組合議会令和5年第2回定例会に議長が出席した。 (於 岩見沢市)
21日	北海道町村議会議長会理事会に議長が出席した。 (於 札幌市)
〃日	北海道市町村職員退職手当組合例月出納検査に議長が出席した。 (於 札幌市)
〃日	令和5年度第3回くりやまハーフマラソン実行委員会に議長に代わって副議長が出席した。
24日	令和5年度栗山町政功労者表彰式に議長が出席した。

26～28 日	令和 5 年度南空知町村議会議長連絡協議会道外行政視察に議長が出席した。 (於 岡山県美咲町、徳島県那賀町)
29 日	第 6 7 回町村議会議長全国大会及び研修会に議長が出席した。 (於 東京都)
30 日	令和 5 年道央廃棄物処理組合議会第 2 回定例会に議長が出席した。 (於 北広島市)
12 月 1 日	栗山商工会議所令和 5 年度永年勤続役員議員表彰式に議長が出席した。
2 日	道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事火入れ式に議長が出席した。 (於 千歳市)

議 案 の 提 出 に つ い て

令和５年栗山町議会定例会１２月定例会議に議案第３４号から議案第５２号まで及び
諮問第１号を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月１２日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町長 佐々木 学

議 案 第 3 4 号

令和 5 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 8 号 ）

令和 5 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 4 2 , 8 5 3 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 1 , 2 2 3 , 7 7 4 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

（ 債 務 負 担 行 為 の 補 正 ）

第 2 条 債 務 負 担 行 為 の 追 加 は 、 「 第 2 表 債 務 負 担 行 為 の 補 正 」 に よ る 。

（ 地 方 債 の 補 正 ）

第 3 条 地 方 債 の 変 更 は 、 「 第 3 表 地 方 債 の 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		3,480,000	148,147	3,628,147
	1 地方交付税	3,480,000	148,147	3,628,147
13 分担金及び負担金		82,054	△1,283	80,771
	1 負担金	82,054	△1,283	80,771
15 国庫支出金		1,182,262	2,630	1,184,892
	1 国庫負担金	597,654	202	597,856
	2 国庫補助金	567,500	2,428	569,928
16 道支出金		768,728	175,212	943,940
	1 道負担金	336,211	101	336,312
	2 道補助金	408,561	175,111	583,672
18 寄附金		304,700	15,720	320,420
	1 寄附金	304,700	15,720	320,420
19 繰入金		463,171	△264,858	198,313
	1 基金繰入金	463,026	△264,858	198,168
20 繰越金		54,879	271,257	326,136
	1 繰越金	54,879	271,257	326,136
21 諸収入		202,192	1,444	203,636
	5 雑入	74,790	1,444	76,234
22 町債		2,356,650	△5,416	2,351,234
	1 町債	2,356,650	△5,416	2,351,234
歳 入 合 計		10,880,921	342,853	11,223,774

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,249,861	113,501	2,363,362
	1 総務管理費	2,190,469	113,314	2,303,783
	2 徴税費	21,031	187	21,218
3 民生費		2,060,637	25,102	2,085,739
	1 社会福祉費	1,461,172	21,015	1,482,187
	2 児童福祉費	599,250	4,087	603,337
4 衛生費		2,107,117	822	2,107,939
	1 保健衛生費	1,334,170	822	1,334,992
5 労働費		7,716	228	7,944
	1 労働費	7,716	228	7,944
6 農林水産業費		517,893	175,614	693,507
	1 農業費	490,671	174,614	665,285
	2 林業費	27,222	1,000	28,222
7 商工費		254,154	53	254,207
	1 商工費	254,154	53	254,207
8 土木費		1,258,853	216	1,259,069
	4 都市計画費	289,683	216	289,899
10 教育費		853,282	25,989	879,271
	1 教育総務費	205,706	6,471	212,177
	2 小学校費	106,434	10,361	116,795
	3 中学校費	53,401	1,547	54,948
	4 社会教育費	194,583	1,780	196,363
	5 保健体育費	293,158	5,830	298,988
11 災害復旧費		23,451	1,328	24,779
	1 公共土木施設災害復旧費	21,951	968	22,919
	2 農林水産業施設災害復旧費	1,500	360	1,860
歳 出 合 計		10,880,921	342,853	11,223,774

第2表 債務負担行為の補正

1. 追加 (単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	年 度	金 額
8. 町営バス運行管理業務	自 至 令和5年度 令和6年度	74,440	令和6	74,440
9. 一般廃棄物収集運搬等業務	自 至 令和5年度 令和8年度	280,830	令和6	93,610
			令和7	93,610
			令和8	93,610
10. 学生寮食事提供業務	自 至 令和5年度 令和6年度	25,982	令和6	25,982

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
49. 過年発生補助災害復旧事業債	4,400	4,600
50. 令和5年度臨時財政対策債	30,000	24,384

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入					(単位：千円)			
款				節		説明		
	項	補正前予算額	補正予算額	計	区分		金額	
								目
⑪	地方交付税				3,480,000	148,147	3,628,147	
	1	地方交付税	3,480,000	148,147	3,628,147			
	1	地方交付税	3,480,000	148,147	3,628,147	1	普通交付税	148,147
⑬	分担金及び負担金		82,054	△ 1,283	80,771			
	1	負担金	82,054	△ 1,283	80,771			
	3	教育費負担金	46,524	△ 1,283	45,241	1	給食費負担金	△ 1,283
							現年度分	
							小学校（含教員）減額	△ 814
							中学校（含教員）減額	△ 469
⑮	国庫支出金		1,182,262	2,630	1,184,892			
	1	国庫負担金	597,654	202	597,856			
	1	民生費国庫負担金	541,901	202	542,103	2	児童福祉費負担金	202
	2	国庫補助金	567,500	2,428	569,928			
	2	民生費国庫補助金	47,196	123	47,319	1	社会福祉費補助金	123
	5	教育費国庫補助金	3,171	1,529	4,700	1	教育総務費補助金	1,529
	6	災害復旧費国庫補助金	15,812	776	16,588	1	公共土木施設災害復旧費補助金	776
							雨煙別本沢線災害復旧費補助金減額	△ 408
							東山2号線災害復旧費補助金追加	1,184
⑯	道支出金		768,728	175,212	943,940			
	1	道負担金	336,211	101	336,312			
	1	民生費道負担金	336,211	101	336,312	2	児童福祉費負担金	101
	2	道補助金	408,561	175,111	583,672			
	2	民生費道補助金	50,164	1,336	51,500	2	児童福祉費補助金	1,336
							乳幼児医療費助成事業補助金	
							医療費追加	
3	衛生費道補助金	2,563	411	2,974	1	保健衛生費補助金	411	不妊治療費等助成事業補助金

款				補正前予算額	補正予算額	計	節		説明		
	項						区分	金額			
		目									
⑩	2	4	農林水産業費 道補助金	348,216	173,364	521,580	1	農業費補助金	173,364	中山間地域等直接支払交付金減額 畑地化促進事業補助金	△ 2,152 175,516
⑱	寄附金			304,700	15,720	320,420					
	1	寄附金		304,700	15,720	320,420					
		1	寄附金	304,700	15,720	320,420	1	総務寄附金	15,690	一般寄附金追加 企業版ふるさと応援寄附金追加	5,735 9,955
							2	社会福祉寄附金	30		
⑲	繰入金			463,171	△ 264,858	198,313					
	1	基金繰入金		463,026	△ 264,858	198,168					
		1	財政調整基金 繰入金	266,157	△ 264,874	1,283	1	財政調整基金 繰入金	△ 264,874		
		7	子ども夢づく り基金繰入金	1,300	16	1,316	1	子ども夢づく り基金繰入金	16		
⑳	繰越金			54,879	271,257	326,136					
	1	繰越金		54,879	271,257	326,136					
		1	繰越金	54,879	271,257	326,136	1	前年度繰越金	271,257		
㉑	諸収入			202,192	1,444	203,636					
	5	雑入		74,790	1,444	76,234					
		2	雑入	74,785	1,444	76,229	2	雑入	1,444	北海道市町村振興協会助成金追加 未熟児養育医療費負担金追加 ネーミングライツ料	1,000 44 400
㉒	町債			2,356,650	△ 5,416	2,351,234					
	1	町債		2,356,650	△ 5,416	2,351,234					
		9	災害復旧債	4,400	200	4,600	1	災害復旧債	200	過年発生補助災害復旧事業債追加	
		10	臨時財政対策 債	30,000	△ 5,616	24,384	1	臨時財政対策 債	△ 5,616	令和5年度臨時財政対策債減額	

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明		
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
②	総務費		2,249,861	113,501	2,363,362		48	15,740	97,713				
1	総務管理費		2,190,469	113,314	2,303,783		48	15,740	97,526				
	1	一般管理費	82,577	1,646	84,223		48		1,598	1 報酬	346	会計年度任用職員追加	
									10 需用費	1,300	光熱水費 電気料追加		
	3	会計管理費	2,571	27	2,598				27	1 報酬	27	会計年度任用職員追加	
	5	町有林管理費	15,922	4,082	20,004			6,340	△2,258	10 需用費	110	消耗品費 事業用	
										24 積立金	3,972	森林（もり）づくり基金積立金	
	6	財政調整基金費	1,531	69,590	71,121			4,250	65,340	24 積立金	69,590	財政調整基金積立金追加	
	7	出張所費	1,797	16	1,813				16	1 報酬	16	会計年度任用職員追加	
	12	企画費	30,652	-	30,652			50	△50				
	17	職員給与費	1,151,302	32,285	1,183,587				32,285	2 給料	3,645	一般職給追加	
										3 職員手当等	23,149	時間外手当追加	17,000
												管理職手当追加	858
												期末手当追加	3,587
											勤勉手当追加	1,704	
									4 共済費	5,491	共済組合負担金追加		
18	バス路線維持費	95,505	568	96,073				568	13 使用料及び賃借料	568	バス借上料追加		
24	ふるさと納税推進費	302,001	5,100	307,101			5,100		24 積立金	5,100	ふるさと応援基金積立金追加		
2	徴税費		21,031	187	21,218				187				
	2	賦課徴収費	21,017	187	21,204				187	12 委託料	187	総合行政情報システム改修追加	
③	民生費		2,060,637	25,102	2,085,739	1,762		124	23,216				
1	社会福祉費		1,461,172	21,015	1,482,187	123		30	20,862				
	1	社会福祉総務費	433,773	17,260	451,033				17,260	11 役務費	114	通信運搬費 郵便料追加	

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明		
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
③	1	1								18 負担金補助 及び交付金	71	補助金 栗山町月見草の会 5 0 周年記念事業	
										19 扶助費	16, 200	特別冬期生活支援金	
										27 繰出金	875	介護保険特別会計繰出金追加	
		2 老人福祉費	409, 256	1, 327	410, 583				1, 327	12 委託料	149	いきいき交流プラザ指定管理業務追加	
										18 負担金補助 及び交付金	1, 178	負担金 北海道後期高齢者医療広域連合追加	
		4 心身障害者 福祉費	582, 449	275	582, 724	123		30	122	12 委託料	275	障がい者福祉システム改修	
		5 総合福祉セ ンター費	24, 462	2, 153	26, 615				2, 153	10 需用費	1, 680	光熱水費 電気料追加 水道料追加 下水道料追加	
											11 役務費	253	手数料 非常用発電機負荷試験
											17 備品購入費	220	一般機器追加
	2 児童福祉費	599, 250	4, 087	603, 337	1, 639		94	2, 354					
		1 児童福祉総 務費	210, 154	4, 087	214, 241	1, 639		94	2, 354	11 役務費	19	手数料 子ども医療費請求事務取扱追加	
										12 委託料	108	子ども医療費審査支払事務追加	
										19 扶助費	3, 960	子ども医療費助成追加 未熟児療育医療給付費追加	
④	衛生費		2, 107, 117	822	2, 107, 939	411			411				
	1 保健衛生費	1, 334, 170	822	1, 334, 992	411			411					
		2 予防費	135, 301	822	136, 123	411			411	19 扶助費	822	不妊治療費等助成	
⑤	労働費		7, 716	228	7, 944				228				
	1 労働費	7, 716	228	7, 944				228					
		2 勤労者福祉 センター費	7, 636	228	7, 864				228	12 委託料	228	勤労者福祉センター指定管理業務追加	
⑥	農林水産業費		517, 893	175, 614	693, 507	173, 364		1, 300	950				

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑥	1	農業費	490,671	174,614	665,285	173,364		300	950			
	2	農業総務費	6,362	709	7,071				709	12 委託料	709	有害鳥獣駆除業務追加
	3	農業振興費	370,484	173,905	544,389	173,364			541	18 負担金補助 及び交付金	173,905	負担金 栗山町農業振興公社事業追加 補助金 畑地化促進事業 交付金 中山間地域等直接支払減額 1,258 175,516 △2,869
	5	農業担い手 育成費	22,043	-	22,043			300	△300			
	2	林業費	27,222	1,000	28,222			1,000				
	2	森林環境譲 与税事業費	14,626	1,000	15,626			1,000		24 積立金	1,000	森林環境譲与税基金積立金追加
⑦	商工費		254,154	53	254,207				53			
	1	商工費	254,154	53	254,207				53			
	1	商工振興費	148,820	53	148,873				53	18 負担金補助 及び交付金	53	補助金 企業立地促進助成
⑧	土木費		1,258,853	216	1,259,069				216			
	4	都市計画費	289,683	216	289,899				216			
	2	公園管理費	60,627	216	60,843				216	12 委託料	216	栗山公園・夕張川河畔公園指定管理業務追加
⑩	教育費		853,282	25,989	879,271	1,529		△1,267	25,727			
	1	教育総務費	205,706	6,471	212,177	1,529		16	4,926			
	4	教育諸費	47,500	3,074	50,574	1,529		16	1,529	17 備品購入費	3,058	一般機器
										18 負担金補助 及び交付金	16	補助金 子ども夢づくり支援事業追加
	5	学園費	70,592	3,135	73,727				3,135	27 繰出金	3,135	北海道介護福祉学校特別会計繰出金追加
	6	学生寮費	47,089	262	47,351				262	17 備品購入費	262	一般機器追加
	2	小学校費	106,434	10,361	116,795				10,361			
	1	学校管理費	67,234	10,150	77,384				10,150	10 需用費	10,150	消耗品費 事業用追加 光熱水費 6,450

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明		
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
⑩	2	1								10		電気料追加	3,700
		2 教育振興費	39,200	211	39,411				211	13 使用料及び賃借料	211	スキー施設使用料追加	
	3	中学校費	53,401	1,547	54,948				1,547				
		1 学校管理費	30,806	1,400	32,206				1,400	10 需用費	1,400	光熱水費 電気料追加	
		2 教育振興費	22,595	147	22,742				147	13 使用料及び賃借料	147	スキー施設使用料追加	
	4	社会教育費	194,583	1,780	196,363				1,780				
		3 公民館費	10,571	311	10,882				311	12 委託料	311	社会教育施設等指定管理業務追加	
		4 図書館費	72,572	41	72,613				41	12 委託料	41	図書館指定管理業務追加	
		6 農村環境改善センター費	11,757	421	12,178				421	12 委託料	421	社会教育施設等指定管理業務追加	
		7 開拓記念館費	7,811	103	7,914				103	12 委託料	103	社会教育施設等指定管理業務追加	
		9 カルチャープラザ費	32,970	904	33,874				904	12 委託料	904	社会教育施設等指定管理業務追加	
	5	保健体育費	293,158	5,830	298,988			△1,283	7,113				
		2 体育施設費	74,180	3,069	77,249				3,069	12 委託料	484	栗山ダムパークゴルフコース指定管理業務追加	
												社会体育施設指定管理業務追加	143
										14 工事請負費	2,585	栗山公園球場外野フェンス改修工事追加	341
		3 スポーツセンター費	44,620	1,068	45,688				1,068	12 委託料	1,068	社会体育施設指定管理業務追加	
4 学校給食費	168,114	1,693	169,807			△1,283	2,976	10 需用費	1,693	光熱水費 電気料追加 修繕料 建物追加	1,300 393		

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑪	災害復旧費		23,451	1,328	24,779	776	152		400			
	1	公共土木施設災害復旧費	21,951	968	22,919	776	152		40			
		1 補助災害復旧費	21,351	968	22,319	776	152		40	14 工事請負費	968	雨煙別本沢線災害復旧工事減額 東山2号線災害復旧工事追加
	2	農林水産業施設災害復旧費	1,500	360	1,860				360			
		2 林業施設災害復旧費	500	360	860				360	11 役務費	360	手数料 立木伐採処理追加

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬		給 料		職 員 手 当		計					
補 正 前	(100) 141		132,671		517,557		332,023		982,251		195,166	1,177,417	一 般 職	
	—		—		—		—		—				準 職	
補 正	(-) —		389		3,645		23,149		27,183		5,491	32,674	〃	
	—		—		—		—		—				〃	
計	(100) 141		133,060		521,202		355,172		1,009,434		200,657	1,210,091	〃	
	—		—		—		—		—				〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	17,910	17,138	1,448	10	30,979	850	19,898	3,009	128,824	90,214	11,750	9,900	93	332,023
	補 正	—	—	—	—	17,000	—	858	—	3,587	1,704	—	—	—	23,149
	計	17,910	17,138	1,448	10	47,979	850	20,756	3,009	132,411	91,918	11,750	9,900	93	355,172

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬		給 料		職 員 手 当		計					
補 正 前	(-) 135		—		500,503		310,272		810,775		165,465	976,240	一 般 職	
	—		—		—		—		—				準 職	
補 正	(-) —		—		3,645		23,149		26,794		5,491	32,285	〃	
	—		—		—		—		—				〃	
計	(-) 135		—		504,148		333,421		837,569		170,956	1,008,525	〃	
	—		—		—		—		—				〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	17,910	17,138	1,293	10	29,954	850	19,898	3,009	108,346	90,214	11,750	9,900	—	310,272
	補 正	—	—	—	—	17,000	—	858	—	3,587	1,704	—	—	—	23,149
	計	17,910	17,138	1,293	10	46,954	850	20,756	3,009	111,933	91,918	11,750	9,900	—	333,421

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(100) 6	132,671	17,054	21,751	171,476	29,701	201,177	
補 正	(-) —	389	—	—	389	—	389	
計	(100) 6	133,060	17,054	21,751	171,865	29,701	201,566	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	処遇改善	計
	補正前	155	1,025	20,478	93	21,751
	補 正	—	—	—	—	—
	計	155	1,025	20,478	93	21,751

議 案 第 3 5 号

令和5年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,404,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3 国庫支出金		40	20	60
	1 国庫補助金	40	20	60
4 道支出金		997, 470	2, 001	999, 471
	1 道補助金	997, 470	2, 001	999, 471
6 繰入金		121, 354	2, 731	124, 085
	2 基金繰入金	15, 210	2, 731	17, 941
7 繰越金		10, 000	△3, 672	6, 328
	1 繰越金	10, 000	△3, 672	6, 328
歳 入 合 計		1, 403, 850	1, 080	1, 404, 930

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総務費		14, 389	6	14, 395
	2 特別対策事業費	4, 996	6	5, 002
2 保険給付費		955, 105	2, 001	957, 106
	4 出産育児諸費	4, 002	2, 001	6, 003
3 国民健康保険事業費納付金		397, 257	△927	396, 330
	1 医療給付費分	288, 686	△938	287, 748
	3 介護納付金分	27, 659	11	27, 670
歳 出 合 計		1, 403, 850	1, 080	1, 404, 930

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
③	国庫支出金		40	20	60			
	1	国庫補助金	40	20	60			
		1	保険給付費等補助金	40	20	60	1 出産育児一時金補助金	20
④	道支出金		997, 470	2, 001	999, 471			
	1	道補助金	997, 470	2, 001	999, 471			
		1	保険給付費等交付金	997, 470	2, 001	999, 471	1 普通交付金	2, 001
⑥	繰入金		121, 354	2, 731	124, 085			
	2	基金繰入金	15, 210	2, 731	17, 941			
		1	基金繰入金	15, 210	2, 731	17, 941	1 基金繰入金	2, 731
⑦	繰越金		10, 000	△ 3, 672	6, 328			
	1	繰越金	10, 000	△ 3, 672	6, 328			
		1	繰越金	10, 000	△ 3, 672	6, 328	1 前年度繰越金	△ 3, 672

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
①	総務費		14,389	6	14,395				6			
	2	特別対策事業費	4,996	6	5,002				6			
		1 医療費適正化特別対策事業費	4,996	6	5,002				6	1 報酬	6	会計年度任用職員追加
②	保険給付費		955,105	2,001	957,106	2,001						
	4	出産育児諸費	4,002	2,001	6,003	2,001						
		1 出産育児一時金	4,002	2,001	6,003	2,001				11 役務費	1	手数料 審査支払追加
										18 負担金補助及び交付金	2,000	
③	国民健康保険事業費納付金		397,257	△927	396,330	20			△947			
	1	医療給付費分	288,686	△938	287,748	20			△958			
		1 医療給付費分	288,686	△938	287,748	20			△958	18 負担金補助及び交付金	△938	医療給付費分減額
	3	介護納付金分	27,659	11	27,670				11			
		1 介護納付金分	27,659	11	27,670				11	18 負担金補助及び交付金	11	介護納付金分追加

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 前	(3) 1	3,508	2,902	1,637	8,047	909	8,956	一 般 職	
	—	—	—	—	—			準 職	
補 正	(-) —	6	—	—	6	—	6	〃	
	—	—	—	—	—			〃	
計	(3) 1	3,514	2,902	1,637	8,053	909	8,962	〃	
	—	—	—	—	—			〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	—	336	—	—	175	—	—	—	578	482	66	—	—	1,637
	補 正	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	336	—	—	175	—	—	—	578	482	66	—	—	1,637

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬		給 料		職 員 手 当		計					
補 正 前	(-)										909	5, 448	一 般 職	
	1		—		2, 902		1, 637		4, 539				準 職	
補 正	(-)										—	—	〃	
	—		—		—		—		—				〃	
計	(-)										909	5, 448	〃	
	1		—		2, 902		1, 637		4, 539				〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	—	336	—	—	175	—	—	—	578	482	66	—	—	1,637
	補 正	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	336	—	—	175	—	—	—	578	482	66	—	—	1,637

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(3) —	3,508	—	—	3,508	—	3,508	
補 正	(-) —	6	—	—	6	—	6	
計	(3) —	3,514	—	—	3,514	—	3,514	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	処遇改善	計
	補正前	—	—	—	—	—
	補 正	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—

議 案 第 3 6 号

令和5年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第3号）

令和5年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債の補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 繰入金		76,012	3,135	79,147
	1 繰入金	76,012	3,135	79,147
7 町債		900	2,600	3,500
	1 町債	900	2,600	3,500
歳 入 合 計		111,680	5,735	117,415

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 教育費		110,090	5,735	115,825
	1 介護福祉学校費	110,090	5,735	115,825
歳 出 合 計		111,680	5,735	117,415

第3表 地方債の補正

1. 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2. 介護福祉学校照明LED化改修事業債	2,600	普通貸借・証券発行及び証書借入	3.8%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（うち据置5年以内）の半年賦または年賦元利均等償還及び半年賦または年賦元金均等償還、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還することができる。

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
④	繰入金		76,012	3,135	79,147			
	1	繰入金	76,012	3,135	79,147			
	1	繰入金	76,012	3,135	79,147	1 一般会計繰入金	3,135	
⑦	町債		900	2,600	3,500			
	1	町債	900	2,600	3,500			
	1	北海道介護福祉学校債	900	2,600	3,500	1 北海道介護福祉学校債	2,600	介護福祉学校照明ＬＥＤ化改修事業債

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項					一般財源	区分	金額				
		目							国道支出金	地方債		その他
①	教育費		110,090	5,735	115,825		2,600		3,135			
	1	介護福祉学校費	110,090	5,735	115,825		2,600		3,135			
		1 介護福祉学校費	110,090	5,735	115,825		2,600		3,135	2 給料	527	一般職給追加
										3 職員手当等	2,004	扶養手当追加 管理職手当追加 期末手当追加 勤勉手当追加 寒冷地手当追加
										4 共済費	264	共済組合負担金追加
										14 工事請負費	2,940	介護福祉学校照明ＬＥＤ化工事

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬		給 料		職 員 手 当		計					
補 正 前	(2) 7		1, 593		33, 469		18, 711		53, 773		11, 056	64, 829	一 般 職	
	—		—		—		—		—				準 職	
補 正	(一) —		—		527		2, 004		2, 531		264	2, 795	〃	
	—		—		—		—		—				〃	
計	(2) 7		1, 593		33, 996		20, 715		56, 304		11, 320	67, 624	〃	
	—		—		—		—		—				〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	756	324	1,203	—	467	—	2,120	315	7,072	5,863	591	—	—	18,711
	補 正	199	—	—	—	—	—	523	—	629	550	103	—	—	2,004
	計	955	324	1,203	—	467	—	2,643	315	7,701	6,413	694	—	—	20,715

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 前	(1) 7	—	33,469	18,711	52,180	11,056	63,236	一 般 職	
	—	—	—	—	—			準 職	
補 正	(一) —	—	527	2,004	2,531	264	2,795	〃	
	—	—	—	—	—			〃	
計	(1) 7	—	33,996	20,715	54,711	11,320	66,031	〃	
	—	—	—	—	—			〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	756	324	1,203	—	467	—	2,120	315	7,072	5,863	591	—	—	18,711
	補 正	199	—	—	—	—	—	523	—	629	550	103	—	—	2,004
	計	955	324	1,203	—	467	—	2,643	315	7,701	6,413	694	—	—	20,715

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(1) —	1,593	—	—	1,593	—	1,593	
補 正	(—) —	—	—	—	—	—	—	
計	(1) —	1,593	—	—	1,593	—	1,593	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	処遇改善	計
	補正前	—	—	—	—	—
	補 正	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—

議 案 第 3 7 号

令和5年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度栗山町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,517,135千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 国庫支出金		362,988	825	363,813
	2 国庫補助金	127,261	825	128,086
8 繰入金		250,929	875	251,804
	1 一般会計繰入金	224,281	875	225,156
歳 入 合 計		1,515,435	1,700	1,517,135

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総務費		17,321	1,650	18,971
	1 総務管理費	895	1,650	2,545
3 地域支援事業費		95,176	50	95,226
	3 包括的支援事業・任意事業費	39,157	50	39,207
歳 出 合 計		1,515,435	1,700	1,517,135

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
④	国庫支出金		362,988	825	363,813			
	2	国庫補助金	127,261	825	128,086			
		5	総務費国庫補助金	-	825	825	1 介護保険事業費補助金	825
⑧	繰入金		250,929	875	251,804			
	1	一般会計繰入金	224,281	875	225,156			
		4	その他一般会計繰入金	13,021	875	13,896	1 事務費等繰入金	875

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	特定財源				一般財源	区分	金額				
		目							国道支出金	地方債		その他
①	総務費		17,321	1,650	18,971	825			825			
	1 総務管理費		895	1,650	2,545	825			825			
	1 一般管理費		895	1,650	2,545	825			825	12 委託料	1,650	介護保険システム改修
③	地域支援事業費		95,176	50	95,226				50			
	3 包括的支援事業・任意事業費		39,157	50	39,207				50			
	8 認知症総合支援事業費		777	50	827				50	18 負担金補助及び交付金	50	負担金 研修参加追加

議 案 第 3 8 号

令和5年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前予算額	補正予算額	計
5	諸収入		11,443	10	11,453
		3 還付金及び還付加算金	100	10	110
歳入合計			263,877	10	263,887

歳出	款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3	諸支出金		100	10	110
		1 償還金及び還付加算金	100	10	110
歳出合計			263,877	10	263,887

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項				区分	金額	
	目						
⑤	諸収入	11,443	10	11,453			
	3 還付金及び還付加算金	100	10	110			
	1 保険料還付金	100	10	110	1 保険料還付金	10	過年度保険料還付金追加

歳 出

款				財 源 内 訳				節		説明	
	項	補正前予算額	補正予算額	計	特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
③	諸支出金	100	10	110				10			
	1 償還金及び還付加算金	100	10	110				10			
	1 保険料還付金	100	10	110				10	22 償還金利子及び割引料	10	過年度保険料過誤納還付金及び還付加算金追加

議 案 第 3 9 号

令和5年度栗山町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度栗山町水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事項	期間	限度額	年度	金額
1. 栗山町水道施設管理委託業務	自 令和5年度 至 令和6年度	42,130	6	42,130

議 案 第 4 0 号

令和5年度栗山町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度栗山町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度栗山町下水道事業会計予算第8条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事項	期間	限度額	年度	金額
1. 栗山町下水道関連施設維持管理監視委託業務	自 令和5年度 至 令和6年度	2,442	6	2,442

議案第41号

栗山町森林（もり）づくり基金条例

（設置）

第1条 本町における森林整備及び森林空間の新たな活用の促進に要する経費の財源に充てるため、栗山町森林（もり）づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金の原資は、寄附金等をもって充てる。

2 基金に積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 2 0 条の 4 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7. 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一 般 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300

	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600
	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900
	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200
	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500
	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800
	68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100
	69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300
	70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600
	71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900
	72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100
	73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300
	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600
	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100
	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	
	94		295, 900	343, 600			
	95		296, 200	344, 100			
	96		296, 600	344, 500			
	97		296, 800	344, 700			
	98		297, 100	345, 100			
	99		297, 500	345, 500			
	100		297, 900	345, 800			
	101		298, 100	346, 100			
	102		298, 400	346, 500			
	103		298, 800	346, 900			
	104		299, 100	347, 300			
	105		299, 300	347, 800			
	106		299, 600	348, 200			
	107		300, 000	348, 600			
	108		300, 300	349, 000			
	109		300, 500	349, 500			
	110		300, 900	349, 900			
	111		301, 300	350, 200			
	112		301, 600	350, 500			
	113		301, 800	351, 000			
	114		302, 000				
	115		302, 300				
	116		302, 700				
	117		302, 900				
	118		303, 100				
	119		303, 400				
	120		303, 700				
	121		304, 100				
	122		304, 300				
	123		304, 600				
	124		304, 900				
	125		305, 200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第43号

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 4 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 0 0 分の 2 3 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 5 号

栗山町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栗山町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栗山町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する
条例

第 1 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 2 条第 5 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「以下」を「次号においてこれらの日を」に改め、同項第 2 号中「換算した額」の次に「。第 8 条の 2 第 1 項第 2 号において同じ。」を加え、「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 2． 5」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 8 条の 2 第 1 号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

- (1) 勤勉手当は、6 か月以上の任用期間をもって任用された第 1 号会計年度任用職員又は 6 か月未満の任用期間をもって任用され、1 会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計 6 か月以上となった第 1 号会計年度任用職員で、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在職する者に対して支給する。
- (2) 勤勉手当の額は、報酬の月額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 2． 5 を乗じて得た額を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される勤勉手当の例による。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 6 号

栗山町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例

栗山町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 1 2 条の 2 第 2 号会計年度任用職員（任期の定めが 6 か月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。この場合において、給与条例第 2 0 条の 4 に規定する勤勉手当基礎額に乘じる割合に改正があったときは、当該改正後の割合は、改正があった日の属する年度の翌年度の基準日から適用するものとし、改正があった年度内においては、なお従前の例による。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 2 号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 7 号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(監査委員設置条例の一部改正)

第 1 条 監査委員設置条例（令和 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(栗山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 栗山町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を加える。

(栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栗山町国民健康保険税条例（平成 3 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保

険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第24条第2項第1号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の栗山町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月分以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第49号

栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

道央廃棄物処理組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第2項の規定により、北海道知事への届出の日から、道央廃棄物処理組合の事務所の位置を移転することから、道央廃棄物処理組合規約を次のとおり変更する。

道央廃棄物処理組合規約の一部を変更する規約

道央廃棄物処理組合規約（平成26年2月18日市町村第1458号指令）の一部を次のように変更する。

第4条中「千歳市東雲町2丁目34番地6」を「千歳市根志越2533番地の1」に改める。

附 則

この規約は、北海道知事への届出の日から施行する。

議案第 5 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1、名称、種類、数量 | 業務用パソコン 一式 |
| 2、取得の目的 | 業務用パソコン更新 |
| 3、取得の方法 | 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡 |
| 4、取得予定価格 | 25,465,000円 |
| 5、取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 原 田 裕 |
| 6、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方 | 栗山町中央3丁目305番地
モック・システム有限会社
代表取締役 村 上 渉 |

議案第 5 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1、名称、種類、数量 | 校務用パソコン 一式 |
| 2、取得の目的 | 学校校務用パソコン更新 |
| 3、取得の方法 | 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡 |
| 4、取得予定価格 | 29,920,000円 |
| 5、取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 原 田 裕 |
| 6、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方 | 栗山町中央3丁目305番地
モック・システム有限会社
代表取締役 村 上 渉 |